

令和6年度 第1回まちづくり審議会 議事要旨

日時：令和6年8月23日(金)13:00～14:50

場所：兵庫県立のじぎく会館 1階101・102号室

出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
柏木 登起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
角野 幸博	関西学院大学名誉教授
亀田 孝子	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部消費生活相談員
北川 博巳	近畿大学総合社会学部准教授
○児山 真也	兵庫県立大学国際商経学部教授
澤木 昌典	大阪大学名誉教授
新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科講師
龍見 奈津子	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ代表理事
○平栗 靖浩	近畿大学建築学部准教授
宮野 順子	武庫川女子大学建築学部准教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
北浜 みどり	兵庫県議会議員
長崎 寛親	兵庫県議会議員
中山 哲郎	稲美町長

※ ○印はオンライン出席

事務局 近都	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
石井	同 副課長
小畑	同 副課長兼事務班長
鈴木	同 都市政策班長
中尾	同 都市政策班主幹

1 議事の概要

(1) 会議の成立確認

過半数（17名中15名）の委員の出席により審議会成立

(2) 審議事項

事務局から、福祉のまちづくり条例の改正等について諮問及び説明し、その後、意見交換を行った。また、今後、専門に審議を進めるため、本審議会の部会として、福祉のまちづくり検討小委員会を設置することとし、さらに、同委員会の委員等を指名した。

2 議事に対する主な意見交換

(1) 福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について（諮問）

【委員】

バリアフリー法施行令の改正に当たって福祉のまちづくり条例の基準を見直すという趣旨であるが、バリアフリー法施行令の改正は、現行規定以上のものを求めているという理解でよいのか。

また、トイレ自体の設置基準ではなく、オストメイト対応設備の設置などトイレの中の機能についての考え方はどうなっているのか。

【事務局】

現行の条例基準では、床面積の合計が 2,000 m²以上の建物に対しては、簡易型のオストメイト対応設備を建物に 1 以上設置することを求めている。10,000 m²以上の建物に対しては本格的なオストメイト対応設備を建物に 1 以上設置することを求めている。

現行の条例基準はあくまで建物に 1 以上設ければよいという基準であるが、バリアフリー法施行令の改正によって設置が求められる車椅子利用者利用便房の数が増えるため、オストメイト対応設備の設置数もそれに応じて増やす方がいいのか、ということについても議論いただきたいと考えている。

資料 3 の 6 ページに今回の改正に係る現行のバリアフリー法の基準と条例による上乗せ基準を整理しており、車椅子利用者利用便房に関して基準の追加と記載している「ベビーチェアの設置等」にオストメイト対応設備も含まれている。

【委員】

オストメイト対応設備は簡易型のものであっても本格的なものであっても建物に 1 以上設ければよいことになるのか。

【事務局】

はい。建物の床面積の合計が 2,000 m²以上 10,000 m²未満であれば簡易型のものでも可、10,000 m²以上であれば簡易型のものではなく本格的なオストメイト対応設備が必要となる。いずれも建物に 1 以上設ければよいことになっている。

【委員】

オストメイト対応設備を利用する、大腸がん等の手術を受け、人口肛門を持つ方々の絶対数は今後増えていくのか。

【事務局】

現在のオストメイトの方の人口比率は約 0.1～0.2%だと思うが、高齢化が進むとがん患者の数が増え、治療の中で人工肛門等になる方も増えていく可能性はあるものと考えている。

【委員】

バリアフリー法施行令の改正に合わせて条例の基準を上乗せすることにより、これまでより高いレベルの基準適合義務を課すとなった場合、整備に相応の費用を要することとなるが、そういった費用的な面もこの場で議論するのか。それともそういった

ことは考慮せずに、単に設備がどの程度必要なのかを議論するのか。

【事務局】

バリアフリー法施行令の改正に合わせて条例の基準を上乗せすることにより、規制強化をするとするとその対応に相応の費用負担が伴うため、過度な規制は県民、事業者に対して過大な負担を強いることになる。よって、その辺りも踏まえた議論が必要と考えている。

【委員】

今後施設のバリアフリー化のニーズが増えていくとは思いますが、現状でどの程度足りているのか足りていないのかという調査は行っているのか。

【事務局】

現在、条例で規定している一定規模以上の施設を対象にした「バリアフリー情報の公表制度」の対象となっている施設に対し、法施行令改正に係る設備の設置状況を調査している。

【委員】

施設側だけでなく、施設の利用者に対しても、現在の施設に設けられている各種設備の設置状況が十分かどうかの調査は行っているのか。

現状の各種設備の利用率をベースに、これから増加が見込まれる利用者数を想定して基準を作った方がよいのではないかと。もちろん理想は各種設備を複数設けるべきだが、先ほどの委員のご指摘のとおり費用負担の面からも、資材や人件費が高騰している中で各種設備をどの程度まで求めるのか検討すべき。

【事務局】

現状、各種設備を利用する上で不便を強いられている利用者がどれくらいいるのかといった調査は実施していない。今後、調査については検討していきたい。

【委員】

基準の見直しを検討する際には、現状把握とシミュレーションが必要だと思う。

【委員】

バリアフリー法では建築物移動等円滑化基準という基準があって、福祉のまちづくり条例では特定施設整備基準があり、バリアフリー法の委任を受けてバリアフリー法の基準に条例の基準を上乗せしたものが、兵庫県のバリアフリーに係る基準になるという理解でよいのか。

【事務局】

はい。法律はあくまで全国一律に適用される最低限の基準である。兵庫県は条例の目的を達成するために更に高いレベルを目指し、バリアフリー法の基準に条例の基準を上乗せしている。そのため、バリアフリー法施行令の改正に併せて、条例の基準をどの程度上乗せするかを検討していきたい。

【委員】

バリアフリー法の基準と条例の基準というのがそれぞれに運用されているように見えるが、実際には、バリアフリー法の委任規定による条例の基準も含めてバリアフリー法の基準として一体で審査されている。バリアフリー法施行令改正後の新しい基準と条例の基準とを並べ、バリアフリー法の基準にある設備に条例の基準にある設備をオンしている部分と、集団補聴設備の設置など条例独自の設備をオンする部分を分けて示すなど議論するポイントを整理していただいた方がいいのではないかと。

【事務局】

委員のご意見を参考に今後検討させていただく。

【委員】

最近、国でも「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」が再開されている。とりまとめは、来年度以降の予定だが、検討会の資料や議事概要が公開されているので参考になると思う。

具体的な内容を紹介すると、1つ目は、バリアフリー化が進んでいない地域をどうやって推進するのか、2つ目は、心のバリアフリーを推進するにはどうすればいいのか、3つ目は、ICTの利活用の促進といったもの。こういった内容をかなり真剣に議論している段階である。

また、大阪・関西万博に向け、日本国際博覧会協会では「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を策定している。

そういった動きも参考に検討を進めてほしい。

【委員】

資料3の3ページに福祉のまちづくり条例の構成体系が整理されており、第3章第1節の特定施設を赤字で示しているが、今回の検討では、バリアフリー法施行令の改正に関する車椅子利用者利用便所や車椅子利用者利用駐車区画、劇場等の車椅子利用者利用区画に関する部分のみを検討するという想定なのか。それとも、他の部分、例えば第3章の2の参画と協働といった内容にまで広げて議論の対象として意見してもよいのか。

【事務局】

現状、法の基準に条例の基準を上乗せした形で運用している。改正バリアフリー法施行令は、令和7年6月1日に施行されることから、まずは、バリアフリー法の基準改正に伴う現状の条例基準とのずれに対してどの程度すり合わせていくかをベースに議論いただきたい。

その他の部分を含め、福祉のまちづくり全体に係る意見については、令和7年度中に改定を予定している「福祉のまちづくり基本方針」の中で反映すべきかを検討していけるものと考えている。

今回は、まずはバリアフリー法施行令の改正に伴う基準の部分を重点的に議論していただきたいが、そこから派生して出た意見も、今後の「福祉のまちづくり基本方針」の見直しの際に生かしていきたいと考えている。

【委員】

説明の中で、対象施設について、工場・事務所・共同住宅を追加しているとあった。それは、今回のバリアフリー法施行令の改正で新たに提案されるものか、もともと追加されていたものか。

【事務局】

特定建築物である工場・事務所・共同住宅については、多くの方が利用する施設ということで、条例で既に特別特定建築物として規制対象に追加している。

【委員】

工場の中にはバリアフリー化が必要とされているものもあるとは思いますが、新築や増築や改築時といった建築の段階でこれらの基準を遵守しなければならないことになる。ちなみに条例の上乗せ内容について参考に教えていただきたい。

【事務局】

工場については、条例で床面積の合計が 3,000 m²以上のものをバリアフリー法の基準適合義務の対象として追加している。ただ、多くの方が利用するということで規制対象に追加しているものの、近年ではオートメーション化され点検のためにしか従業員が入らないスペースが大部分を占める工場もある。そういった工場の部分にまで基準適合義務を課すのは不合理ではないかといった関係団体からの指摘もあった。これを受け、そのような部分は工場の床面積算定の対象から除外できるものとして運用している。

(2) 福祉のまちづくり検討小委員会の設置及び委員等の指名について

- ・委員会の設置及び委員等に関して各委員からの意見なし。
- ・会長の指名により岡委員を委員長に指名した。